

# 第10回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月6日(金)午後16時00分から午後16時45分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	篠 原 末 治
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

6 番	香 川 国 彦
7 番	上 山 靖

第2 報告第1号 事務局職員の任免について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条に規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第5号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について

議案第6号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標  
及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」並びに「平成  
30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

## 6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	それでは、ただいまより第10回土幌町農業委員会総会を開催致します。 はじめに農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 次に、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんにちは。 今年は順調に雪解けが進みまして、春も早いのかと思っていましたが、 また最近、寒い日が続きまして足踏み状態かというところでもあります。 4月に入りまして種芋の引き取りやビートの育苗管理などで皆さんには 大変お忙しいところ、また天気が悪い中ご参集いただきまして、ありがとう ございます。 前段の農業者年金協議会と農業振興小委員会のため、総会開始時間が遅れ ましたことをご詫び申し上げます。本日はこのあと歓迎会もありますので、 総会審議の方よろしく申し上げます。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 なお、本日の総会出席委員ですが、14名全員出席でございます。定則数 に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。以降の議事の進 行につきましては、規則によりまして会長が務めることになっておりますの で渡邊会長よろしく申し上げます。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2番 (佐藤委員)	ありません。

渡邊議長	足立農業振興小委員長
3番 (足立委員)	<p>総会に先立ちまして、先ほど第1回農業振興小委員会を行いまして、その中で今年度の道内視察研修のことについて議論していただきました。その中で前回は道外で今回は道内視察ということで日時は11月下旬から12月上旬で1泊2日を予定しております。視察先、視察内容につきましては、これから小委員会と事務局の方で考えていきたいと思いますが、農業者年金関係のお金が、今年度も加入の推進が行われたということで、そちらのお金の絡みもありますので、どこか1箇所は農業委員会の視察というような形で残りはそれぞれの6次産業などご希望のあるところがあれば、皆さんの意見を聞きまして、今後、夏場までにある程度の視察先と日程を調整させていただきたいということになりましたので、ご報告させていただきます。</p>
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。6番香川国彦委員、7番上山靖委員よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。報告第1号士幌町農業委員会事務局職員の任免について事務局より説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>報告第1号事務局職員の任免について、士幌町農業委員会事務局設置規定第3条により、次のとおり専決処分をしたので、同条の規定により報告し、承認を求めます。平成30年4月6日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p><b>【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】</b></p>
渡邊議長	ただ今の報告につきまして、何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	<p>ないようですので報告第1号は承認されたものとします。 次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局より説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。平成30年4月6日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p>

【報告第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは、ただ今の報告につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので報告第2号は承認されたものとします。  
次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。

事務局  
(加藤係長) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。平成30年4月6日提出士幌町農業委員会  
会長渡邊睦実

【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは、この件につきまして調査員の報告を求めます。

5番  
(山内委員) 先日、現地を確認して参りましたが、〇〇さんは現在、農地の全てを有効に利用しており、農業に従事する家族の状況から見ても、所有する機械の状況から見ても今回の申請により農地を借り受けても有効的に利用できると思込まれます。

渡邊議長 この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 ここは〇〇〇の近くですか。

13番  
(遠藤委員) 〇〇〇の〇〇です。

事務局  
(加藤係長) そうです。以前あった〇の〇〇〇の〇〇です。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。  
次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局  
(加藤係長)

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見徴収し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。  
平成30年4月6日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

**【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】**

渡邊議長

それでは番号1番2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問ありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

それでは議案第2号は承認されたものとします。  
次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。

事務局  
(加藤係長)

議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年4月6日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

**【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】**

渡邊議長

それでは番号1番〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

7番  
(上山委員)

はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。

渡邊議長

ただ今、上山委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員

はい。

渡邊議長

続きまして、番号2番〇〇の〇〇〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

5番  
(山内委員)

はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。

渡邊議長 　ただ今、山内委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長 　続きまして、番号3番〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

1番  
(森本代理) 　はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 　ただ今、森本代理よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですが宜しいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長 　それでは議案第3号は承認されたものとします。  
次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局  
(加藤係長) 　議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、土幌町より決定が求められた次の農用地利用集積計画について、審議願います。平成30年4月6日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

**【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】**

渡邊議長 　それでは議案第4号の番号1番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4番  
(渡邊委員) 　位置図を見ると畑が離れていて隙間がありますが、これは明渠ですか。

事務局  
(加藤係長) 　これは河川用地です。

渡邊議長 　他にありませんか。

全員 　ありません。

渡邊議長	続きまして、番号2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号3番4番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号5番6番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして、番号7番から9番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それでは議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号農地法第3条に規定する下限面積の設定について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第5号農地法第3条に規定する下限面積の設定について今年度の下 限面積の設定について、次のとおりとしたいので審議願います。平成30年 4月6日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	議案第5号農地法第3条に規定する下限面積の設定を現行の2ヘクタール にしたいとのことですが、この件につきまして意見質問はありませんか。
渡邊議長	経営面積が2ヘクタールということですか。
事務局 (加藤係長)	そうです。借主の経営面積が2ヘクタール以下の場合、3条では農地を貸 借できないということです。
4番 (渡邊委員)	経営面積2ヘクタール以下の方はいますか。

事務局 (加藤係長)	士幌にはいません。
13番 (遠藤委員)	したがって、新しく農業を始める方で1筆も農地を所有していない場合は2ヘクタールという縛りがあるので、1ヘクタールを購入しても、自分が持っている農地が0ヘクタールでしたら農地法3条では取得できません。そのような場合は利用集積で地区の利用調整協議会で了承していただければ、取得することができます。また、利用集積は下限面積がないので1筆も持っていない方でも大丈夫です。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それでは議案第5号は承認されたものとします。 次に議案第6号農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」並びに「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第6号農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」並びに「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてこのことについて、次のとおり作成し町内農業者等から意見・要望等を求めることとしたい。平成30年4月6日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実  <b>【議案第6号、議案書をもとに朗読と説明】</b>
渡邊議長	それではまず「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について意見質問はありませんか。
事務局 (加藤係長)	一通り説明をしましたが、分かりにくいところがあると思いますが、6月総会までは変更はできるので、何か気づいたことや要望がありましたら事務局までご連絡をお願いします。
渡邊議長	次に「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について意見質問はありませんか。
全員	ありません。



渡邊議長

議案第6号は承認されたものとします。

以上をもちまして土幌町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

午後4時45分 閉会